

■ 2021 年度 A 日程早期卒業者特別入試法律科目試験 「民法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

(1) の題意は、「Aもと所有」と「C現在の登記名義保持」の事実によって、AのCに対する所有権に基づく妨害排除請求権としての登記回復請求権が導かれることの理解を問うことにある。

Aは、Aの甲土地所有権（に基づく目的物の円満な支配）がCの登記名義保持によって妨害されているとして、甲土地所有権に基づく妨害排除の請求を行っているものと考えられ、したがって、その理由づけには、甲土地についての、Aもと所有、及び、Cの現在の登記名義保持の事実で必要かつ十分であることを、説明できているか。

(2) の題意は、民法176条の適用により原告の所有権喪失の効果を生じることの理解を問うことにある。

民法176条は、物権変動に関して意思主義の採用を定め、判例通説は、同条の意思表示には物権変動を目的とする債権的意思表示でも足りる、と解していること、したがって、AB間の甲土地売買契約締結の事実の主張は、いわゆる所有権喪失の抗弁となることを、説明できているか。

条文上の根拠はあくまで民法176条であり、民法555条ではない。

(3) の題意は、動機錯誤取消し（民95条）、詐欺取消し（民96）、催告解除（民541）についての要件効果の理解を問うことにある。

① Aの主張事実からAB間の売買契約の効力を否定することができるのであれば、その原因には、基礎事情の錯誤（買主の資力の誤認）による意思表示の取消し（民95条）、第三者の詐欺（買主の資力に関する欺罔）による意思表示の取消し（民96条）、あるいは、催告による契約解除（民541条）が考えられることを、説明できているか。

② 基礎事情の錯誤に関しては民法95条2項の定める要件、第三者の詐欺に関しては民法96条2項の定める要件、催告による契約解除に関しては民法541条の定める要件に、それぞれ該当する事実、さらに、それぞれの取消し・解除の意思表示がAからBに到達した事実が認定される必要のあることを、説明できているか。

(4) の題意は、取消し・解除以後またはこれらと先後不明(※1)のBC譲渡担保設定(※2)及び権利主張によって対抗要件の抗弁(民177条)、取消し・解除以後またはこれと先後不明(※1)のBC譲渡担保設定(※2)及びCに基づく登記によって対抗要件具備による所有権喪失の抗弁(民177条)(※4)、取消しに対しては、取消しに先立つ(※3)BC譲渡担保設定(※2)及びC善意無過失によってAC法定当事者関係による所有権喪失の予備的抗弁(民95条4項・96条3項・176条)、催告解除に対しては、解除に先立つ(※3)BC譲渡担保設定(※2)及びCに基づく登記によってAC法定当事者関係による所有権喪失の予備的抗弁(民545条1項ただし書)(※4)が、それぞれ可能となることの理解を問うことにある。

- (※1) 「先後不明」も一個の要件事実である。
- (※2) 「被担保債権の発生原因事実(CからBへの金銭貸付)」を伴う。
- (※3) こちらを「取消し・解除以前またはこれらと先後不明」にするのであれば、民法177条に基づく前2者の抗弁では「取消し・解除後の」を主張すべきことになる。いずれにせよ、同時又は先後不明のケースを看過することがあってはならない。
- (※4) 結果的に、契約解除に対抗する第三者側においては、適用法条(したがって、登記具備の法的意味:本来型対抗要件具備か権利保護資格要件か)にちがひこそあれ、解除との先後関係如何を捨象し、要件事実として「自己の法律関係成立(BC譲渡担保設定)+基づくC登記具備」を主張すれば抗弁とするに足りることになる。

ただし、受験者の学修過程を考慮し、要件事実の正確な理解までは期待せず、いわゆる「取消しと第三者」、「契約解除と第三者」の論点につき、一般の教科書に記述されている程度(取消し・解除の前後を区別し、取消し・解除前の第三者の保護には特別の第三者保護規定に従って権利保護資格要件の具備を要すること、取消し・解除後の第三者の保護には対抗要件主義規定に従って、対抗要件の抗弁ないし対抗要件具備による所有権喪失の抗弁による防御が可能であることなど)の説明ができているかを評価した。

なお、判例通説に従わない独自の見解は、評価しないものとする。

以上